

## 始良市複合新庁舎（本庁舎）建設基本設計図書【概要版】に対する意見募集の実施結果と市の考え方

始良市パブリックコメント実施要綱に基づき、本庁舎の基本設計案を公表し、広く市民の皆様の意見を伺うパブリックコメントを実施しました。

いただいたご意見とその意見に対する市の考え方をとりまとめましたので、次のとおり公表します。

なお、いただいたご意見等は、趣旨を損なわない程度に要約させていただいております。また、類似のご意見につきましては、まとめております。

### 1 集計結果等

#### (1) 実施期間

令和2年4月1日（水）から令和2年4月30日（木）まで

#### (2) 意見の提出方法、提出人数及び意見の件数

提出方法	提出人数（人）	意見件数（件）
持参	14	31
郵送	1	2
ファクス		
電子メール	2	8
インターネット入力フォーム	2	3
合計	19	44

※次頁「2 ご意見の概要と市の考え方」では、提出方法が異なる類似のご意見（8件）をまとめ、36件としております。

## 2 ご意見の概要と市の考え方

No.	頁	意見の主な内容	市の考え方 (回答及び対応)
1	1 ページ 1 設計の基本方針 3 行目	災害時のインフラ確保は重要ですが、地震・台風により周辺の電柱が倒壊しては交通障害となりますので、無電柱化を検討してはいかがでしょうか。	ご意見のとおり、電柱の倒壊は、商用電源を喪失するばかりではなく、交通障害の懸念もありますので、財源等の確保も含め、関係部署と協議をしながら検討してまいります。 貴重なご意見として、参考とさせていただきます。
2	1 ページ 1 設計の基本方針②	役場北通線から新庁舎までの空間に植栽や遊具を設置し、小さな公園とする事で市民に親しまれる空間を提案します。	貴重なご意見として、実施設計において検討してまいります。
3	1 ページ 1 設計の基本方針②	市民に親しまれる施設を整備するにあたっては、「弱者の視点に立ち、寄り添い、本音で話し合うスタンス」が無ければなりません。敷地が狭く、財政的にも厳しい状況であれば、交流館は贅沢で不必要ではないでしょうか。	新庁舎は、市民に開かれた、親しまれる庁舎となるよう計画していますので、ご意見のとおり、情報発信のあり方や意見交換などについて検討してまいります。また、交流館につきましては、市民の交流空間やイベント会場、期日前投票所や市税の申告会場など様々な用途に使用することを想定しておりますので、貴重なご意見として、実施設計において検討してまいります。
4	1 ページ 1 設計の基本方針④	環境への配慮については、5 ページの8 立面計画にも共通しますが、庁舎の環境整備と同様に、周辺住民の環境についても配慮すべきと考えます。	自然環境や周辺住民の生活環境への配慮は重要なことと考えておりますので、住宅等に対するプライバシーの確保や交通量の軽減等に配慮してまいります。
5	1 ページ 1 設計の基本方針⑥	職員が働きやすい庁舎を整備することについては必要なことと考えますが、市役	効率性を高めることは職員が働きやすくなるばかりではなく、無駄を軽減することにもつながり、市民サービスの向

		所として、市民の安心安全、環境等への配慮が優先されるべきと考えます。	上、安全安心の確保及び環境等への配慮にも繋がるものと考えております。
6	1 ページ 1 設計の基本方針⑥	職員が働きやすい庁舎を計画するとありますが、個々の職員が自席を持たず、柔軟な働き方ができるフリーアドレスの導入を検討してはいかがでしょうか。所属部署や年代を超えて仕事をすることによって情報交換などが円滑に行われ、刺激を受けながら働くことができるのでしょうか。	執務空間につきましては、行政ニーズの多様化や市民ニーズの変化に柔軟に対応することができるよう、机などの配置基準（オフィススタンダード）を定め、フリーアドレスにも対応できる設計としています。フリーアドレスの導入につきましては、部署による適正等もありますので、貴重なご意見として、今後、調査・研究してまいります。
7	2 ページ 2 配置計画 3 行目	「敷地北側」とは新庁舎から車庫等までの範囲を示すのでしょうか。道路計画については、交通の流れを考えると帖佐駅前の通りまで延長すべきと考えます。	「敷地北側」の示す範囲につきましては、ご意見のとおりです。道路計画につきましては、一定の区域で対応できるものではありませんので、貴重なご意見として、参考とさせていただきます。
8	2 ページ 2 配置計画	新庁舎建設の計画によって、市道役場北通線の北側住民や事業所には、デメリットがあると考えます。プライバシーは基より交通量も多くなり、消防車等の緊急車両も通る計画のため、細心の安全・安心対策が必要です。まちづくりの視点で関連部署と連携し、県道下手・山田・帖佐線から市道役場北通線への入り口についても改良の必要があると考えます。	市道役場北通線の交通量の軽減等に配慮し、立体駐車場の出入口は、道路幅員の大きな市道役場前通線側に配置する計画です。市道役場北通線につきましては、一般車両のほか宅配・郵便サービス車や公用車、消防団の車両などの通行が想定されますので、安全性に配慮した外構計画について、実施設計において検討してまいります。また、ご意見のとおり、交差点の改良等につきましては、関係部署と協議をしながら検討してまいりますので、貴重なご意見として、参考とさせていただきます。

9	2 ページ 2 配置計画	<p>配置計画によれば、市道役場北通線からの建物の後退距離が小さく、北側住民への配慮が不足しているのではないのでしょうか。周辺住民に対する配慮として、建替え前と変わらない日照とプライバシーの確保が必要と考えます。畑などを作っていることから、日照時間が少なくなった場合の補償等の対応も考えるべきです。そのようなことにならないためには、正面玄関と広場を北側に向け、可能な限り庁舎を南側に寄せてはいかがでしょうか。北側の住宅敷地は、現在の庁舎の敷地より 1.5m程度低く、新庁舎は基礎部分を入れた場合、6階建て以上の高さに相当するのではないのでしょうか。正面玄関などを北側に向けることが困難であれば、市道役場北通線からの建物の後退距離を、現在の計画の2倍以上を確保すべきと考えます。</p>	<p>北側の住宅に対する日照の確保につきましては、現状と比較すれば、日影の時間が長くなると考えられますが、可能な限り南側に寄せた現在の配置についてご理解いただきたいと考えております。また、正面玄関を南向きにするなど、不特定多数の市民の往来を南側や西側に誘導することで、周辺住民のプライバシーを確保することとしています。庁舎の敷地と道路には大きな高低差を設けず、緩やかに繋がる計画としていますので6階建て以上の高さに相当することはありません。庁舎の周辺環境や道路との繋がり等を考慮しつつ、建築基準法に規定される道路斜線制限等の高さ制限などを検討し、現在の配置計画としています。新庁舎は、敷地の概ね中央に配置することで、限られた敷地を効率的に活用する計画としています。市道役場北通線からの建物の後退距離を現在の2倍以上確保すれば、車寄せや身障者用駐車場の配置計画に影響がありますので、建物を可能な限り南側に配置することについて、実施設計において検討してまいります。</p>
10	2 ページ 2 配置計画 4 行目	<p>「車道を横断することなく」とありますが、現在の市道役場東線は、実質的には市役所の建設敷地に取り込まれるということでしょうか。周辺住民の生活道路を閉鎖することで、交通が不便になるばかりではなく、不動産価値が減少する等のデメリット</p>	<p>新庁舎の来庁者用駐車場として、主に立体駐車場の利用を考えています。これは、現在の2号館南側にも来庁者用駐車場がありますが、交通量の多い市道宮島本線などを横断しなければならず、安全性への配慮、利便性の向上などを検討した結果です。立体駐車場からは、安全で安心して新庁舎に訪れることができるよう、市道役場東線について自動車等のみ</p>

		トが考えられます。 市道役場前通線だけではなく、市道役場北通線についても、道路の拡幅や側溝蓋の設置（又は暗渠）、無電柱化、交通標識等の整備が必要であると考えます。	の通行を規制し、歩行者等の通行を可能とする計画です。 ご意見の市道役場北通線につきましては、交通量調査の結果等を考慮し、関係部署と協議をしながら検討してまいりますので、貴重なご意見として、参考とさせていただきます。
11	2 ページ 2 配置計画 4 行目	周辺住宅のプライバシー確保の為、ガラス窓の目線より下部を徐々に濃い磨りガラスにすることで、視線を遮断することができます。	ご意見のとおり、周辺住宅のプライバシー確保は重要と考えておりますので、今後、実施設計において検討してまいります。
12	2 ページ 2 配置計画 ④ 車寄せ	ペダル踏み間違いによる急発進や暴走車両の飛び込み等の事故対策として、強固な車止めが必要と考えます。	ご意見のとおり、歩行者の安全確保は重要と考えておりますので、今後、実施設計において検討してまいります。
13	2 ページ 2 配置計画	市道役場前通線と市道役場北通線は狭いので、拡幅するか、歩道柵を設置するのが望ましいと考えます。	庁舎の周辺道路につきましては、交通量調査等の実施結果に基づき、関係部署と協議をしながら検討してまいりますので、貴重なご意見として、参考とさせていただきます。
14	2 ページ 3 動線計画 ① 正面玄関	J R 帖佐駅からの動線を考慮するとありますが、帖佐駅からの来庁者はほとんどいないと考えます。主な交通手段は自動車であり、国道 10 号からのアクセスが最も多いのではないのでしょうか。	平成 30 年 8 月に策定した始良市複合新庁舎建設基本構想・基本計画では、本庁舎への主要アクセスルートとして市道宮島本線と市道役場前通線を定めています。これは、国道 10 号や周辺商業施設などからのアクセスを考慮したもので、バスや J R などの公共交通機関と自家用車の利用を考慮したものです。ご意見のとおり、国道 10 号から市道宮島本線を利用する動線が主と考えますので、貴重なご意見として、参考とさせていただきます。

15	2 ページ 3 動線計画	市道宮島本線の交差点は、国道 10 号側から通行する際に右折車両があれば直進車は通行できないので、2号館との間の区間だけでも上下線とも片側 2 車線にしてはいかがでしょうか。	ご意見のとおり、市道宮島本線は、交通量が多く、時間帯によっては渋滞が発生する場合がありますので、右折車両と直進及び左折車両のスムーズな通行ができるよう、実施設計と併せて交差点や道路の改良を検討してまいります。
16	2 ページ 4 駐車場・駐輪場計画 ⑤ 立体駐車場	立体駐車場までの動線計画において、信号のある市道宮島本線と市道役場前通線の交差点は、具体的にはどのようなようになるのでしょうか。 また、立体駐車場の方式や出口の位置、建物の平面計画や高さはどのような計画でしょうか。	交通量の多い市道宮島本線と市道役場前通線の交差点を改良し右折車を分離することで、左折しやすい交差点となるよう検討しています。 立体駐車場は、自走式駐車場として計画しており、市道役場前通線側に出入口を設けています。立体駐車場の高さ（階層）は、5 層程度を計画していますが、来庁者と公用車の必要台数を精査し、駐車場の規模を決定したいと考えています。
17	2 ページ 4 駐車場・駐輪場計画 ⑤ 立体駐車場	パーキングパーミット制度（鹿児島県身障者用駐車場利用証制度）による利用証を持っていますが、立体駐車場の身障者用駐車場から庁舎へのアクセスはどのようなようになるのでしょうか。立体駐車場以外にも、1 階部分に屋根付きの駐車場を複数台設置すれば、雨にも濡れず利便性が高いと考えます。	パーキングパーミット制度の利用証をお持ちの方の駐車スペースとして、正面玄関前及び立体駐車場の 1 階に、身障者用駐車場を設置する計画としています。立体駐車場においては、エレベーターを利用することで 1 階、2 階いずれの階にも円滑にアクセスできるよう設計しています。また、正面玄関前の駐車場につきましては、ご意見のとおり、屋根付きの駐車場を計画します。

18	2 ページ 4 駐車場・駐輪場計画 ⑤ 立体駐車場	立体駐車場は来庁者専用として階数や収容台数を減らしてはいかがでしょうか。 2号館前と図書館側にも駐車場があり、立体駐車場が必要なのか疑問です。公用車用駐車場は図書館側に設けるべきと考えます。	ご意見のとおり、2号館南側にも約100台が駐車できる来庁者用駐車場がありますが、新庁舎に行政組織を集約することなどから必要台数を確保するために、立体駐車場を計画しています。立体駐車場は、来庁者用と公用車用として5層程度を計画していますが、周辺の駐車場の利活用を含め、実施設計において必要台数を精査し、規模を決定したいと考えています。
19	2 ページ 4 駐車場・駐輪場計画 ⑤ 立体駐車場	立体駐車場の計画がありますが、市役所職員の駐車場はどのようになるのでしょうか。	立体駐車場は、来庁者用と公用車用の駐車場と考えています。また、職員用駐車場につきましては、本庁舎周辺の市有地（中央図書館周辺など）に、約120台程度を確保していますので、本庁舎敷地内には整備しないこととしています。自家用車以外の手段や公共交通機関の利用促進を図りつつ、職員駐車場の確保について検討してまいります。
20	2 ページ 4 駐車場・駐輪場計画 ⑤ 立体駐車場	立体駐車場は、2 配置計画に示される配置ではなく、2号館南側の来客用駐車場に3階建てで建設してはいかがでしょうか。8 立面計画に示されるような高層の建物よりも、数千万円～数億円程度のコストダウンが図られるのではないのでしょうか。財政負担の軽減を目的とした、2号館南側駐車場の有効活用を提案します。	2号館南側の来客用駐車場につきましては、上空に高圧線があることや都市計画法に基づく用途地域などから、必要台数を満たす立体駐車場が建設できません。No.10のとおり、来庁者の安全性や利便性を考慮し、現在の配置計画としています。 ご意見のとおり、財政負担の軽減につきましては重要なことと考えておりますので、コストダウンが図られるよう、実施設計において検討してまいります。
21	3 ページ 7 平面計画1階	1階平面図の⑥交流館や⑦情報発信コーナーは、一般的な執務室とは異なり、音声を発したり、音響設備を使用したりする	ご意見のとおり、交流館では、開庁時に音響設備を使用するイベント等が行われることも想定されますので、貴重なご意見として、実施設計において検討してまいります。また、

		<p>場合があると考えますので、透明なボードなどを設置して、音が漏れないような工夫が必要ではないでしょうか。また、このエリアに情報を発信するコミュニティFMのスタジオを設置してはいかがでしょうか。</p>	<p>コミュニティFMの放送スタジオにつきましては、運営事業者等との意見交換を重ねつつ検討してまいります。</p>
22	<p>3 ページ 7 平面計画 1 階 ④ トイレ</p>	<p>周辺に公衆トイレが無いので、閉庁時でも使えるトイレが望ましいと考えます。</p>	<p>市民に開かれた庁舎として、交流館や2階多目的室等は、休日や夜間等も利用できる計画としていますので、共用部である通路やトイレも利用できる計画です。</p>
23	<p>3 ページ 7 平面計画 2 階</p>	<p>2階平面図の③多目的室は、閉庁時にも利用できるとありますが、その際のアクセス方法や執務室などのセキュリティについてはどのような計画でしょうか。</p>	<p>閉庁時に多目的室を利用できるよう、西側のエレベーターや階段等の共用スペースを開放する計画とし、その際の執務室などのセキュリティ対策につきましては、パイプシャッターなどにより共有スペースを区画する計画としています。</p>
24	<p>4 ページ 7 平面計画 4 階</p>	<p>4階平面図の②倉庫・書庫について、文書の量が多いものと推察しますが、将来を見据えて、文書の電子化を進めることでコンパクト化を図ることが必要ではないでしょうか。</p>	<p>行政文書の管理における高度化・効率化は重要と考えますので、公文書の電子化につきましては、手法や経費等について中長期的な視点で検討してまいります。</p>
25	<p>4 ページ 7 平面計画 5 階 7 平面計画屋上</p>	<p>空調機器の屋外機の設置場所は、屋上と5階のどちらでしょうか。また、避雷針や既存庁舎の屋上に設置されているアンテナなどの各種設備の配管・配線用のルートは、確保されているのでしょうか。</p>	<p>空調機器の室外機は、5階の屋外部分に設置します。また、避雷設備等の屋上に設置する各種設備につきましては、実施設計において詳細に検討いたします。</p>



26	4 ページ 7 平面計画 5 階	北側の住宅等に対する日照の影響や厳しい財政状況の中で、本当に必要な施設なのでしょうか。	新庁舎の5階に配置している設備や機械につきましては、災害時に商用電源を喪失した際の自家発電設備や防災行政無線に係る設備など防災拠点として必要な施設であり、津波・浸水対策のため最上階に設置する計画としています。
27	4 ページ 7 平面計画 5 階	桜島を一望できるテラスは不要と考えます。また、本庁舎の屋上は、災害時にヘリコプターが離着陸できるようにしてはいかがでしょうか。新庁舎の避難場所との確保はどのようになっているのでしょうか。	テラスにつきましては、必要性も含め、実施設計において検討してまいります。 ヘリコプターの離着陸が可能な緊急離着陸場（Hマーク）の設置は計画していませんが、防災拠点機能のひとつとして、離着陸を行わない緊急救助スペース（Rマーク）の必要性について、実施設計において検討してまいります。また、現在、津波災害時の津波避難ビルとして、2号館を指定しています。
28	5 ページ 9 ユニバーサルデザイン・サイン計画	室内に設置する視覚障害者用誘導ブロック（点字ブロック）は、車いす利用者やつえ利用者、ベビーカーなどの歩行にも配慮し、ゴム製で凹凸の少ない種類のものを設置してはいかがでしょうか。	新庁舎は、障がいの有無や年齢、性別などに関わらず、すべての人が利用しやすい「ユニバーサルデザイン」の理念に基づき、人にやさしい施設を目指しています。貴重なご意見として、利用者目線による誘導支援設備の導入について、実施設計において検討してまいります。
29	5 ページ 8 立面計画 10 行目	寸法、高さ、日照時間等を具体的な数値で示してほしいです。庁舎だけではなく立体駐車場についても、最上階の屋根を無くすなどの配慮が欲しいです。	基本設計における該当項目の寸法等は以下のとおりです。 ① 道路からのセットバック寸法（後退距離） ・北側道路から建物まで約8m ・南側道路から交流館まで約4m ・南側道路から正面玄関まで約11m ・西側道路から建物まで約4mから8m

			<p>② 建物の高さ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 最高の高さ約 25m</li> <li>・ 南側の交流館の高さ約 9 m</li> <li>・ 北側から見た 4 階部分の高さ約 17m</li> </ul> <p>なお、日照時間等につきましては、図面等により、わかりやすく説明する機会を設けたいと考えています。また、立体駐車場の最上階の屋根につきましては、ご意見のとおり配慮しながら、実施設計において検討してまいります。</p>
30	6 ページ 11 設備計画	<p>桜島火山噴火が発生した場合、火山灰が降っても粉塵対策を講じた持続可能な設備が必要と考えます。また、非常用発電機の地下燃料タンクは、津波や豪雨により浸水した場合、公害防止の観点から周囲に流出しないような配慮が必要と考えます。</p>	<p>大規模災害時においても防災拠点としての機能を維持できるよう、貴重なご意見として、実施設計において検討してまいります。</p>
31	パブリックコメント制度	<p>パブリックコメントという言葉自体がわかりにくく、その意味を知っている人が少ないと考えます。パブリックコメントは、何のために実施するのですか。</p>	<p>ご意見のとおり、英語表記で耳慣れない言葉と感ずることのないよう、制度の周知徹底を図ってまいります。</p> <p>パブリックコメント手続とは、市の基本的な計画などの策定の意思決定過程において、事前にその案を公表し、市民のみなさんからの意見等を募集し、提出された意見や市の考え方を公表するとともに、これらを意思決定に反映させることを目的に実施する、一連の意見公募手続きのことです。</p>

32	パブリックコメント制度	<p>基本設計図書【概要版】に対する意見募集となっていますが、【詳細版】に対するパブリックコメントは実施されますか。また、基本設計のあとの実施設計に対するパブリックコメントは実施されますか。また、令和元年9月時点のスケジュールでは、パブリックコメントは4月～5月中旬となっていますが、なぜ4月30日までに短縮されたのでしょうか。</p>	<p>パブリックコメント手続きにつきましては、始良市パブリックコメント制度実施要綱に基づき、基本的な計画を策定する意思決定過程で実施することとしており、基本設計における主要な部分を概要としてまとめ、意見を募集することとしました。今後、ご提出いただいた意見等を参考にしながら基本設計をとりまとめることから、詳細版に対するパブリックコメントは実施しません。また、実施設計は、基本設計を基にデザインや構造、設備などの詳細な設計を行い、工事施工者向けの設計図を作成するものであり、パブリックコメントは実施しません。</p> <p>パブリックコメントの期間につきましては、実施要綱により30日以上期間と定められておりますので、4月1日から30日までの期間において実施しました。</p>
33	パブリックコメント制度	<p>市民の意見を募集していますが、今後、設計に取り込まれる余裕があるのでしょうか。行政の報告だけに終わっているように見受けられます。</p>	<p>パブリックコメントは、提出された意見や市の考え方を公表するとともに、これらを意思決定に反映させることを目的に実施しています。</p> <p>ご意見のような、事務的な過程と感じられることの無いよう、制度の周知を図ってまいります。</p>
34	パブリックコメント制度	<p>パブリックコメントの実施に関する周知不足があるのではないのでしょうか。また、新庁舎が建設されることに対する周辺住民への説明・配慮不足あるのではないのでしょうか。</p>	<p>パブリックコメントは、市ホームページに掲載するとともに、本庁舎の情報公開コーナーや加治木・蒲生両総合支所において閲覧する方法で実施しました。周知につきましては、SNSを活用した広報や報道機関への情報提供等の方法を活用しましたが、より一層の情報提供ができるよう、様々な手法による情報発信に努めてまいります。</p>

35	該当ページなし	始良市のPRや活性化に繋がる『日本初』の取り組みを導入してはいかがでしょうか。	シティーセールスについては、重要な施策のひとつと考えておりますので、貴重なご意見として、今後の参考とさせていただきます。
36	その他	工事中の振動、騒音、粉塵の飛散などへの対策をお願いします。	庁舎周辺のみなさまのご理解とご協力をいただきながら、建設工事を進めたいと考えております。ご迷惑をおかけしますが、必要な対策を講じてまいりますので、貴重なご意見として、今後の参考とさせていただきます。

以上